

**ダム流入量予測システム構築業務
企画提案競技実施要領**

令和5年5月

県土整備部河川課

1 目的

宮崎県が管理するダムを対象に、降雨予測及びダム流入量の予測を行い、ダム管理職員のゲート操作等の判断を支援することを目的として、ダム流入量予測システムの構築を行う業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 特定役務の概要

(1) 名称

ダム流入量予測システム構築業務

(2) 内容

ダム流入量予測システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月27日（木）まで

(4) 提案上限額

33,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

4 事務を担当する部局

宮崎県県土整備部 河川課ダム担当

〒885-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7461 ファクシミリ：0985-26-7184

E-mail：kasen@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

ア 仕様書

イ 審査基準表

ウ 契約書（案）

エ 応募様式集

(2) 配布場所

本要領4の場所

(3) 配布期間

令和5年5月15日（月）から令和5年6月26日（月）まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードができる。

【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領4にある担当課まで問い合わせること。

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（令和5年宮崎県告示第120号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種である者。
- (2) 公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (6) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア すべての構成員が、上記（1）の要件を満たすこと。
 - イ 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この企画提案競技に参加していないこと。
- (7) 上記（1）に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。
 - ア 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）
電話：0985-26-7208
 - イ 申請書類の受付期間
令和5年6月9日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和5年5月15日（月） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和5年6月 9日（金） |
| (3) 質問書受付期限 | 令和5年6月16日（金） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和5年6月26日（月） |
| (5) 審査（プレゼンテーション） | 令和5年7月 3日（月） |
| (6) 審査結果通知 | 令和5年7月 5日（水） |

8 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領4の場所

- (2) 提出期限 令和5年6月9日(金)午後5時まで(郵送であっても必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 代理人を選定した場合にあっては、委任状(様式第2号)
 - ウ (共同企業体を構成する場合)共同企業体協定書(様式第3号)
- (5) その他
 - ア 電子メール又はファクシミリで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
 - イ 郵送、電子メール又はファクシミリにより参加申込書を受け付けた場合には、県河川課から電話確認の連絡を行うので、申込み日翌日(土曜日及び日曜日を除く。)までに連絡が無い場合には河川課に問い合わせること。
(令和5年6月9日(金)に参加申込書を提出した者は、当日中に河川課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。)
 - ウ 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 質問及び回答

- (1) 質問
 - ア 質問の提出方法
この企画提案競技に関し、質問がある場合は、質問書(様式第5号)を以下により提出すること。
(ア) 提出方法は電子メール(アドレス:kasen@pref.miyazaki.lg.jp)とすること
(イ) 件名は「ダム流入量予測システム構築業務」とすること。
 - イ 受付期限
令和5年6月16日(金)午後5時まで
- (2) 回答
質問者に対し質問受付日翌日から起算して土日を除く原則6日以内に回答するものとする。
ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

10 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書
 - ア 審査基準表の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を7部(正本1部、副本6部)提出すること。なお、共同企業体の場合は、会社概要及び実績については、社ごとに提出すること。
 - イ A4判の大きさで作成し、20ページ以内にまとめること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。
 - ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等

を工夫すること。

エ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付）

オ 通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本委託業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には仕様書「2 業務委託概要」及び「8 運用支援・保守要件」の項目ごとに積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積書は構築と運用保守（1年間及び5年間分）を分けて各1部提出すること。

ウ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

(3) その他の書類

以下の資料をそれぞれ1部提出すること。

ア 受託体制を示した資料

本業務に携わる技術者等の体制及び従事者数がわかるようにすること。

イ 業務スケジュール

想定している業務スケジュールをわかりやすく示すこと。

ウ 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。

エ その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、7部提出すること）。

(4) 提出期限

令和5年6月26日（月）午後5時まで

※本要領4の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

11 審査

審査は「宮崎県ダム流入量予測システム構築業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において、別紙評価項目表に基づき行うものとし、その方法は書類審査に加えて、プレゼンテーションによる審査（対面審査）を実施する。

(1) 審査

ア 内容

企画提案競技参加者より提出された企画提案書等について、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

イ 場所

宮崎県庁舎内

ウ 選定期間

令和5年7月3日（月）実施予定

エ 時間

説明時間 20 分以内、質疑 20 分以内とする。

オ 説明者等

審査会場への入場者は 3 名以内とする。主たる説明者を 1 名、主たる説明者を補助する者を 2 名以内とし、主たる説明者は当該業務の主任担当者とする。

カ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

キ その他

希望があればモニターを 1 台準備するが、パソコンや追加のプロジェクター、スクリーン、インターネット回線等が必要な者は各自で準備すること。

(3) 非選定理由に関する事項

審査で非選定の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して 7 日以内に、書面（様式は自由）により、宮崎県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(4) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県知事は、(3) の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。

(5) 提案者が 1 者の場合の取扱い

提案者が 1 者の場合でも採点を行い、受託能力の有無を判断する。

12 契約

(1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 本業務を担当する予定の業務主任技術者及び業務担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

(4) 契約の際、通常の契約書のほか、秘密保持契約を締結する。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は上記 6 の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2 件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

(7) 二人以上の代理人をした者

(8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) この企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。